

# NEDO委託事業における 知的財産権の管理業務

2024年2月

総務部資産管理室 知的財産G

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構



### 目次

- I. 知的財産権管理の基礎知識 Go
- Ⅱ. 出願に関する報告 Go
- Ⅲ. 登録に関する報告 Go
- IV. 移転に関する報告 Go
- V. 実施に関する報告 Go
- VI. 放棄に関する報告 Go
- Ⅲ. ノウハウの指定と技術情報の封印 Go

### 前回からの主な変更点



### 特許出願非公開に伴う対応(2024年5月1日から適用)

- 1. 産業財産権出願通知書へのエビデンス添付のとりやめ(特許出願を含む全出願)
  - (※システムの関係上、契約時期に係わらず、全て)
- 2. 出願公開後の産業財産権等出願後状況通知書に添付してのエビデンスの提出
  - (※日本出願及び外国出願すべての特許出願)
- 3. PCT出願を行った場合、国内移行手続に伴う産業財産権出願通知書提出 後速やかに産業財産権等出願後状況通知書に添付してのエビデンスの提出。た だし、国際公開前に国内移行を行った場合には、国際公開後速やかに産業財産 権等出願後状況通知書に添付してのエビデンスの提出。
  - (※PCT国際出願制度における国内移行手続)
- 4. 産業財産権出願通知書提出後速やかに、産業財産権等出願後状況通知書へのエビデンスの提出
  - (※特許権以外の出願・申請全て)
- 5. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の特許出願非公開に係る各種通知や書類の提出に伴うNEDOへの報告



I. 知的財産権管理の基礎知識

### NEDO委託業務における 知的財産権・産業財産権等・産業財産権について



#### 知的財産権の種類

知的財産権	概要	根拠法
特許権	発明を保護し、独占的に利用する権利。特許は、出願し、審査請求後、拒絶理由がなければ、特許となる。存続期間は出願日から20年。	特許法
実用新案権	考案を保護する権利。実用新案権は無審査で登録。	実用新案権
意匠権	デザインを保護し、独占的に利用する権利。存続期間は出願日から25年。	意匠法
回路配置利用権	半導体集積回路の配線パターンを創作した第一人者の権利を保護 するための知的財産権。	半導体集積回路の回路配置に関する法律
育成者権	育成された品種を保護するための権利。	種苗法
著作権	著作物に対する権利。創作した時点で著作権が発生する。登録は 不要。保護期間は著作者の死後70年を経過するまで。	著作権法
ノウハウ	営業秘密の一種。	不正競争防止法

#### 知的財産権、産業財産権等、産業財産権の定義

#### 産業財産権等

### 産業財産権

- ・特許権
- ・実用新案権
- ・意匠権
- 回路配置利用権
- 育成者権

- ・著作権
- ・産業財産権を受ける権利

### 知的財産権

・ノウハウ

### NEDOにおける委託事業と補助・助成事業



#### 委託事業と補助・助成事業

	委託事業	補助・助成事業
事業の主体	NEDO	事業者
事業の実施者	受託者	事業者
事業成果(知的 財産権)の帰属	NEDO ただし、バイ・ドール条項を遵守する 場合は <mark>受託者</mark>	事業者

※ 実証事業及び調査事業の委託では、業務委託契約標準契約書業務委託契約約款(以下 「約款」という。)上バイ・ドール条項に関する規定はない。

#### <参考> バイ・ドールとは



米国バイ・ドール法

1970年代後半の米国経済の国際競争力低下を背景として、民主党バーチ・バイ上院議員と共和党ロバート・ドール上院議員を中心とする超党派議員が提唱。1980年、政府資金による研究開発から生じた特許権等を民間企業・大学に帰属させることを骨子としたバイ・ドール法(改正特許法)が成立。これにより、大学における特許取得とその技術移転や企業の技術開発が加速され、新たなベンチャー企業の創出など、米国産業の競争力を取り戻すことになったといわれている。



#### 日本版バイ・ドール制度

1999年、我が国の産業競争力強化が課題になる中、総理主催の産業競争力会議において、民間側から「国有特許の民間開放」の提言が相次ぎ、産業競争力強化対策として米国バイ・ドール法を参考にして措置を決定。これを受け、政府委託資金による研究開発から派生した特許権等について、受託企業等に100%帰属させることを可能とする制度(日本版バイ・ドール)を含む「産業活力再生特別措置法」が施行(1999年10月1日)。日本版バイ・ドール制度を恒久的な措置とするため「産業技術力強化法」に移管し、2007年8月6日施行。

### 日本版バイ・ドール制度に関する法令



「産業技術力強化法」「産業技術力強化法施行令」「特許法施行規則」(一部加工)において、 日本版バイ・ドール制度に関連する条項は以下のとおり。

#### 産業技術力強化法 第17条

国は、・・・、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(特定研究開発等成果)に係る特許権その他の政令で定める権利\*1(特許権等)について、次のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者(受託者等)から譲り受けないことができる。

- ① 特定研究開発等成果が得られた場合は、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が 約すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が・・・特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
- ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるもの\*2の設定者しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合\*3を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。

### 日本版バイ・ドール制度に関する法令



### 注釈

### 産業技術力強化法施行令 第2条

- ① 政令で定める権利\*1
  - 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定登録を受ける権利、育成者権
- ② 政令で定めるもの\*2
  - 特許権、実用新案権、意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権、育成者権についての専用利用権(専用実施権等)
- ③ 政令で定める場合\*3
  - ・受託者等(株式会社)が、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定 若しくは移転の承諾(移転等)をする場合
  - ・「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の承認又は認定を受けた者に移転等をする場合
  - ・技術研究組合が組合員に移転等をする場合

#### 特許法施行規則 第23条第6項

特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。 (日本国へのPCT国内移行書面も同様)

### NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項



バイ・ドール条項を遵守することを約定することにより、委託業務から発生した発明等に係る知的財産権(成果報告書、その他これに類するものの著作権を除く。)は受託者に帰属する。

### バイ・ドール条項(約款第31条第3項)

- ① 委託業務に係る知的財産権に関しての出願、申請等の手続を行った場合(著作権については著作物が得られた場合)は、遅滞なくNEDOに報告すること。
- ② 日本国政府の要請に応じて、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、NEDOに当該知的財産権を利用する権利を無償で許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な 理由が認められない場合において、日本国政府の要請に応じて、NEDOが当該知的財産 権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、 当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとする場合は、NEDOの事前承認を受けること\*4(ただし、NEDOの事前承認を受けなくてもよい場合あり\*5)。 【平成21 (2009)年度の新規契約から適用】
- ⑤ NEDOが実施する知的財産権の利用状況調査 (バイ・ドール調査) に対して回答すること。【平成23 (2011)年度の新規契約から適用】

ただし、受託者が①~⑤のいずれかを満たしてなく、かつ、正当な理由がないとNEDOが認める場合は、当該知的財産権をNEDOに無償譲渡しなければならない。(約款第31条第4項)

### NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項

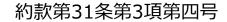


#### **注釈** NEDOの事前承認を受けること\*4

#### 移転等の事前承認制の導入

産業技術力強化法第17条第1項第四号制定の趣旨

これまで特許の移転(譲渡)については特に制限がなかったため、特許の活用予定がなく、かつ第三者への ライセンス意思のない者に移転されてしまうことを懸念(国費を投じた研究成果の国内活用の可能性が失わ れてしまい、研究成果の効率的な活用による産業の国際競争力強化を図るという日本版バイ・ドール制度の 目的を達成することができなくなる。)。この問題に対処するため、当該権利を移転等する場合には、引き 続きその要件が満たされるか事前審査を義務づける旨の規定を新設。



当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定者しくは移転の承諾をしようとする場合は、NEDOの事前承認を受けること

#### 移転等の承認基準

#### 基本的考え方

事前承認の可否の判断に際しては、「産業技術力強化法」及び「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく観点や、個々の委託事業の目的等の観点を考慮して、総合的に検討を行う。

#### 考慮すべきポイントの例

- ① 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。(産業技術力強化法第17条)
- ② 当該移転等が、我が国国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないか。(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条)

### NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項



### **注釈** 事前承認を受けなくてもよい場合あり\*5

原則、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定、移転の承諾にはNEDOの事前承認が必要であるが、以下の場合は、NEDOによる事前承認が不要\*13。

### NEDOの事前承認が不要な場合(約款第31条第3項第四号ただし書(⑤のみ同号本文括弧書き)) 知的財産権

- ① 受託者の合併又は分割による移転
- ② 受託者(株式会社)から受託者の子会社又は親会社への移転(子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く)
- ③ 受託者から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に規定する承認事業者又は認定事業者への移転
- 技術研究組合(受託者)から組合員への移転
- ⑤ 共有の知的財産権の持分放棄

#### 専用実施権等

- ② 受託者(株式会社)から受託者の子会社又は親会社への設定又は移転の承諾(子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く)
- ③ 受託者から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に規定する承認事業者又は認定事業者への設定又は移転の承諾
- ④ 技術研究組合(受託者)から組合員への設定又は移転の承諾

### NEDOへの知的財産権に関する報告と提出書類



### <u>凡例</u>

出願通知書:産業財産権出願通知書

出願後状況通知書:産業財産権等出願後状況通知書

移転承認申請書:知的財産権移転承認申請書

移転等届出書:知的財産権移転等届出書

移転通知書:知的財産権移転通知書

利用届出書:知的財産権利用届出書

設定承認申請書:専用実施権等設定承認申請書

放棄届出書:知的財産権放棄届出書

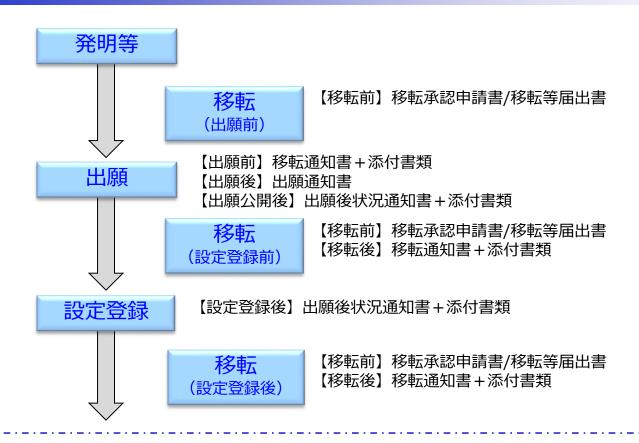
持分放棄届出書:知的財産権持分放棄届出書

帰属届出書:知的財産権帰属届出書

以下同じ

### NEDOへの知的財産権に関する報告と提出書類





実施 自己実施/利用許諾 実施 専用実施権等の 設定/移転 設定/移転後 利用又は利用許諾後 利用届出書 【設定/移転前】 設定承認申請書/移転等届出書 【設定/移転後】 利用届出書

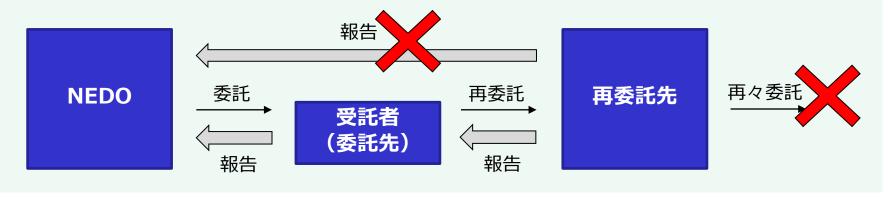
### NEDOへの報告 ~通知書等の提出者について~



バイ・ドール条項の1つである知的財産権に関する出願等の手続を行った場合のNEDOへの報告について、通知書等の提出者は下表のとおり。

#### 通知書等の提出者

	提出者
通常の委託業務の場合	受託者
1つの委託業務で複数の受託者と契約した場合	受託者のうちいずれか一者でもよい
受託者が第三者に委託業務を再委託した場合	受託者 (再委託先ではない)



約款第32条第1項(一部加工) 【出願通知書】

乙(受託者)は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、・・・甲(NEDO)が別に定める産業財産権出願通知書1通を・・・甲(NEDO)に提出するものとする。

約款(再委託版)第31条第1項(一部加工) 【出願通知書】

乙(再委託先)は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、・・・NEDOが定める産業財産権出願通知書1通を・・・甲(受託者)を通じてNEDOに提出するものとする。

### 発明者・出願人・特許権者の関係



#### 発明者

- ・発明をした者(自然人)
- <mark>・発明者には</mark>「特許を受ける権利<mark>\*6</mark> 」が発生する<mark>【特許法第29条第1項】</mark>
- ・特許を受ける権利は移転(譲渡)可能、職務発明\*2 【特許法第33条第1項、第35条】

#### 出願人

- ・特許出願をする者
- ・自然人も法人も出願人になることができる
- <mark>・</mark>発明者<sub>又は</sub>特許を受ける権利を承継した者<mark>のみ</mark>特許出願できる<mark>【特許法第49条第7号】</mark>
- ・出願人は第三者に特許を受ける権利を移転することができる【特許法第33条第1項】

#### 特許権者(権利者)

- ・特許権を有する者
- ・特許が設定登録された場合、出願人が特許権者になる
- ・特許権者は第三者に特許権を移転することができる

#### 注釈 特許を受ける権利\*6:

- ・国家に対して特許を請求する権利公権であるとともに請求権であり、かつ、財産権の一種であるともいうことができる
- 特許権の設定登録による特許権の発生と同時に消滅

#### Cf) 特許権:

・特許を受けた発明を権利者が一定期間 独占的に実施することができる権利

#### 特許法逐条解説

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/kogyoshoyu/document/chikujokaisetsu22/tokkyo.pdf

日本弁理士会関西会

https://www.kjpaa.jp/qa/46395.html https://www.kjpaa.jp/qa/46439.html

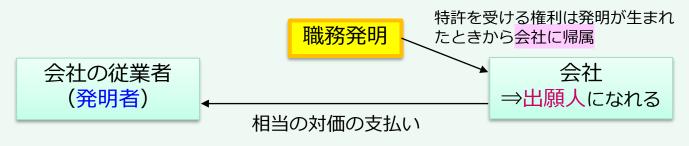
### 発明者・出願人・特許権者の関係



**注釈** 会社の従業員が職務上行う発明(職務発明)について\*7

#### 原始使用者等帰属

契約、勤務規則等において、あらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めた場合 【特許法第35条第3項】【約款第28条】



#### 原始従業者等帰属

契約、勤務規則等において、あらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めていない場合



職務発明制度の概要

https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/shokumuhatsumeiseido.pdf

### 【参考】 グレースピリオド(発明の新規性喪失の例外)

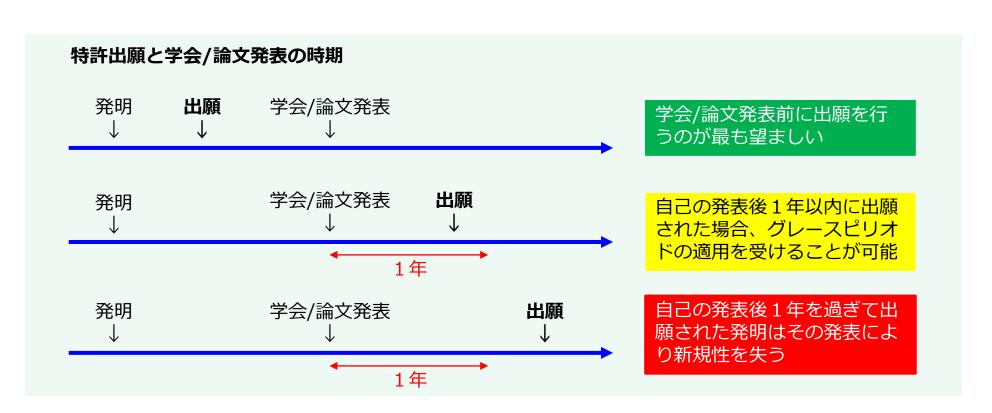


特許出願より前に公開された発明は、特許を受けることができない。

#### グレースピリオド

特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失し、特許を受けることができない。 しかし、発明者本人による論文発表などにより自らの発明を公開した後に、その発明について特許出 願しても特許を受けられないとすると、発明者にとって酷な場合がある。また、産業を発展させるため に、発明の公表を目的とする特許法の趣旨にも反することになりかねない。

そこで、救済措置として、発明の新規性喪失の例外規定が設けられており、一定期間(現行1年)に限って、自己の開示によって特許性を否定されない例外が認められている。(特許法第30条第2項~第4項)

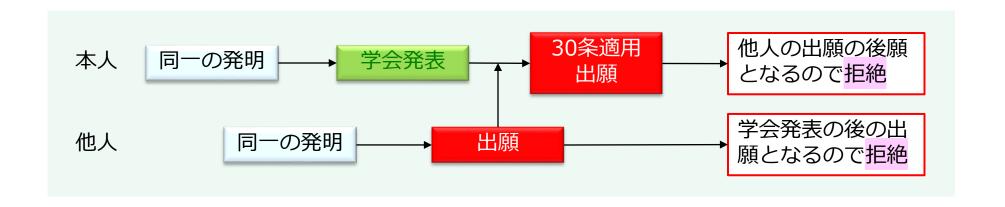


### 【参考】 グレースピリオド(発明の新規性喪失の例外)



# グレースピリオドの留意点(日本の制度であって、外国出願の場合にはその国の制度が適用される。)

グレースピリオドは、あくまでも出願より前に公開された発明は、特許を受けることができないという原則に対する例外規定である。



学会発表と特許出願するまでの間に、その発明と同じ発明について他人が特許出願した場合、本人の特許出願は他人の特許出願の存在で拒絶され、他人の出願も学会発表により新規性が認められず拒絶される。この場合、いずれの者もその発明について特許を取得することはできない。

特許出願におけるグレースピリオドについて(特許庁)

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc\_wg/hearing\_s/141120siryou02.pdf 特許の新規性喪失の例外期間の延長(特許庁)

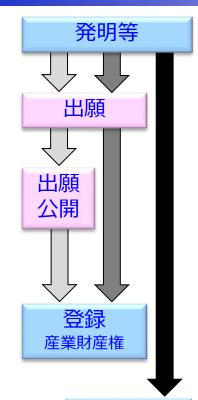
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2018/document/tokkyo\_kaisei30\_33/01.pdf



# Ⅱ. 出願に関する報告

### 提出書類と提出期限





: 著作権

: 特許権以外の産業財産権

: 特許権

提出書類	出願通知書	
提出期限	出願日又はPCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内)	
提出書類	出願後状況通知書	
	・出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類	
提出期限	【特許権の場合】出願公開後(出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内) 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに	

提出書類	出願後状況通知書		
	・登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類		
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内(外国の場合は90日以内)		
提出書類	出願後状況通知書		
	・著作物に関する書誌的事項 <u>*10</u> が確認できる書類 Rule 著作物の電子ファイル		

登録 著作権

### 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけで なく出願中も可

### 放棄

※ 放棄は、登録後だけで なく出願前、出願中も可

提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 マは 実施許諾をした日から60日以内(外国の場合は90日以内)

提出書類	放棄届出書/持分放棄届出書
提出期限	放棄前

### 提出書類と提出期限



### 注釈

### 書誌的事項\*8 【出願後状況通知書】

出願番号又は申請番号、出願日又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人名又は申請人名、発明の名称

#### 書誌的事項が確認できる書類

国内出願	・出願プルーフ(願書) ・明細書(発明の名称が確認できる頁のみ)		
PCT国際出願 ・願書 ・受領書 (国際出願番号が確認できるもの)			
PCT国内移行(日本)	・出願プルーフ(国内書面) ・出願番号通知 ・国際公開公報(国際公開前の場合は、国際出願の願書(優先権主張、発 明の名称が確認できるもの))		
PCT国内移行(外国)	・外国出願番号、国際出願番号、国際出願日、国内移行日、出願人名(全 員)、発明の名称が確認できる書類		
	<優先権主張がある場合>・優先権主張の基になる出願の出願番号、出願 日等のある通知書の記載事項が確認できる書類		
	<原文が外国語で英語以外の場合>・原文の該当箇所の訳文		
EP加盟国国内移行	・EP特許公報		
	<加盟国独自の出願番号を出願通知書に記載する場合> ・それを確認できる書類		
	<原文が外国語で英語以外の場合>・原文の該当箇所の訳文		
外国直接出願/EP直接出願	・外国出願番号、EP出願番号、外国出願日、EP出願日、出願人名(全員)、 発明の名称が確認できる書類		
	<優先権主張がある場合>・優先権主張の基になる出願の出願番号、出願 日等のある通知書の記載事項が確認できる書類		
	<原文が外国語で英語以外の場合>・原文の該当箇所の訳文		

### 特許願



国等の委託研究の成果に係る記載事項の記載例は ツ下のとおり

寺の安託伽九の成未に徐る記戦争項の記戦がは、以下のこのり。				
【書類名】 【整理番号】	<b>特許願</b> ○○○			
【あて先】	特許庁長官 殿			
【国際特許分類】	H01L 00/00			
【発明者】				
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3 特許株式会社内			
【氏名】	発明 太郎 < 原則登録研究員。ただし、発明者は全員記録			
【特許出願人】	//////////////////////////////////////	-x / 0 C C 0		
【識別番号】	00000000			
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3 願書には、国等の委託(			
【氏名又は名称】	特許株式会社 原則PJメンバー 成果に係る出願であると 必要がある (特許法施)			
【代理人】				
【識別番号】	第6項及び約款第32条第 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	· · · ·		
【弁理士】		当り音叫りの		
【氏名又は名称】	代理 次郎			
220 H20100 H1972				
【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 <u>2018年度</u> 、国立研究開発法人新エネルギー・				
产类比涉吸入胆浆燃料	产学は海巡今問発機構○○ /△△禾虹研究」产学は海九路ル注第17条の海田を采け			

る特許出願

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 00000

【納付金額】 14000

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲

(以下略)

事業開始年度・PJ契約件名の

大項目・中項目を記載

### 特許願 ~記載漏れによる補正~



国等の委託研究の成果に係る記載事項の記載を忘れた場合は、設定登録前であれば補正できる。

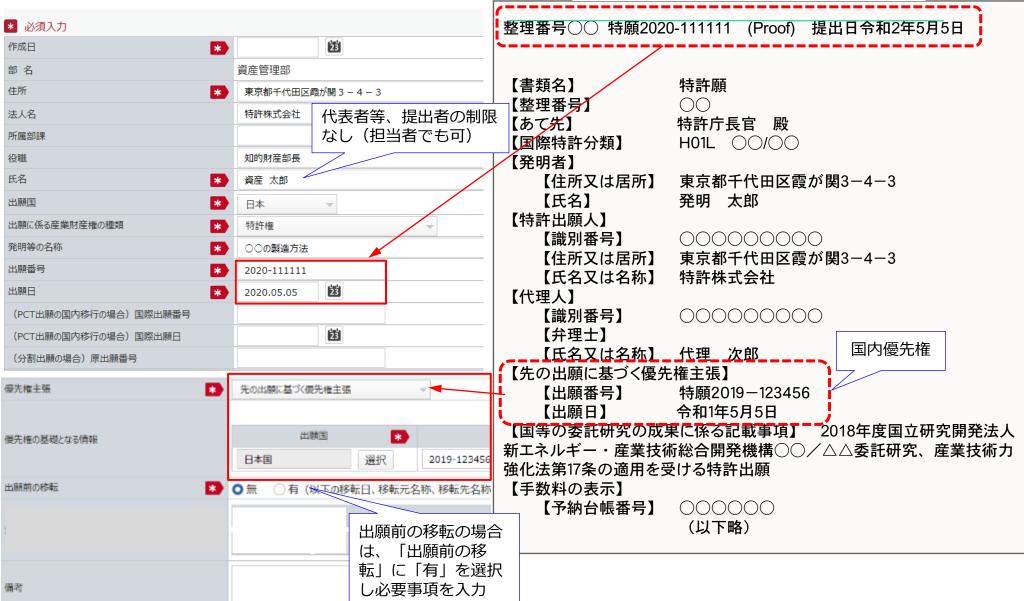
【書類名】	特許願		出願時に国等の委託研究の成果に係る
【整理番号】	000		記載事項の忘れ
【あて先】	特許庁長官 殿		記戦争項のぶ化
【国際特許分類】	H01L 00/00		
【発明者】			
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関	3-4-3 特許株式会社内	当該出願が特許庁に係属中であれば、特
【氏名】	発明 太郎		
【特許出願人】			許願を補正することで、記載を追加する
【識別番号】	00000000		ことができる
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関	3-4-3	
【氏名又は名称】	特許株式会社		
【代理人】	NITIVIZIZI		
【識別番号】	00000000	【書類名】	手続補正書
【弁理士】		【あて先】	特許庁長官 殿
【氏名又は名称】	代理 次郎	【事件の表示】	
【八石又は石柳】	10年 次郎	【出願番号】	特願2023-000000
		【補正をする者】	1寸/()()()()()()()()()()()()()()()()()()()
「米ツッキー」			00000000
【手数料の表示】		【識別番号】	
【予納台帳番号】	000000	【氏名又は名称】	特許株式会社
【納付金額】	14000	【代表者】	00 00
【提出物件の目録】		【手続補正1】	
【物件名】	特許請求の範囲 1	【補正対象書類名】	
【物件名】	明細書 1		国等の委託研究の成果に係る記載事項
【物件名】	図面 1	【補正方法】	追加
【物件名】	要約書 1	【補正の内容】	
【包括委任状番号】	00000	【国等の委託研究の成界	果に係る記載事項】 2018年度、国立研究開発法人
		新エネルギー・産業	
		化法第17条の適用を	を受ける特許出願

### 【PMS】産業財産権出願通知書



### 産業財産権出願通知書

#### 出願プルーフ



### パリ条約による優先権と国内優先権



#### パリ条約による優先権

パリ条約の同盟国(第一国)において特許出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に特許出願する場合に、新規性、進歩性等の判断に関し、第二国における特許出願について、第一国における出願の日(優先日)に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利

#### 特許・実用新案審査基準(パリ条約による優先権)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\_kijun/document/index/05\_0100.pdf

### 国内優先権 ※【PMS】「先の出願に基づく優先権主張」を選択

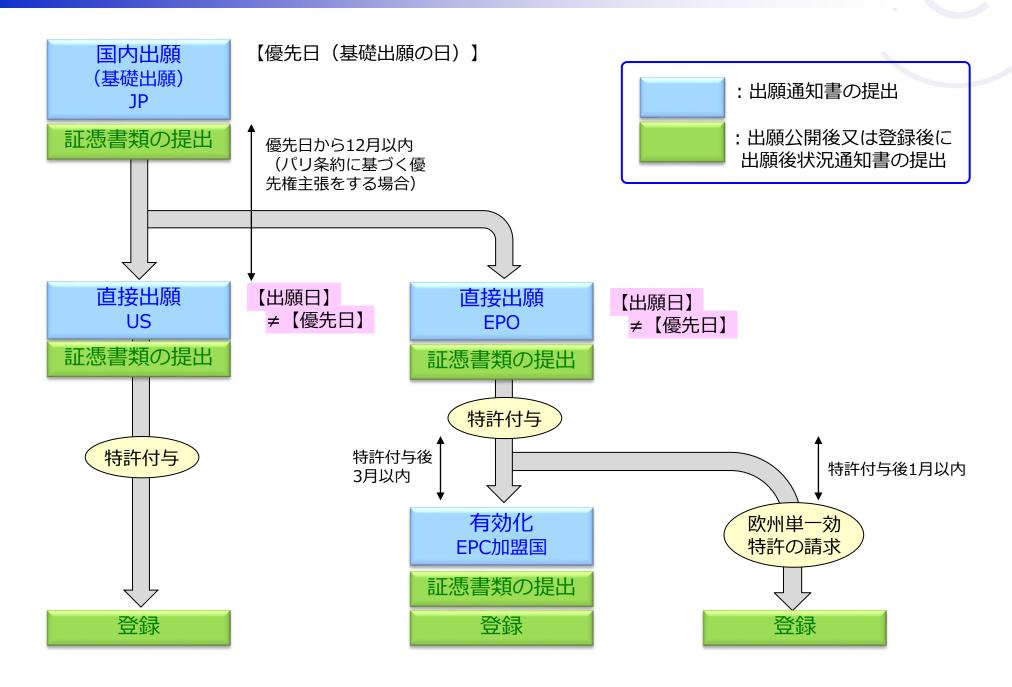
特許法第 41 条に規定される特許出願等に基づく優先権(国内優先権)制度とは、既に出願した自己の特許出願又は実用新案登録出願(先の出願)の発明を含めて包括的な発明としてまとめた内容を、優先権を主張して特許出願(後の出願)をする場合には、その包括的な特許出願に係る発明のうち、先の出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面(当初明細書等)に記載されている発明について、新規性、進歩性等の判断に関し、出願の時を先の出願の時とするという優先的な取扱いを認めるもの

#### 特許・実用新案審査基準(国内優先権)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\_kijun/document/index/05\_0200.pdf

### 国際出願の流れ(国内出願 → 直接出願+パリ条約)





### 特許協力条約·PCT国際出願·国内移行·欧州単一効特許



特許権は、原則、権利を取得した国のみで保護される。(属地主義) そのため、技術・発明を守りたい国ごとに特許出願して、権利を取得する必要がある。 (日本の特許法に基づいて取得した特許権は、日本国内のみで有効)

#### 特許協力条約

(Patent Cooperation Treaty: PCT)

- ・グローバルに増加する特許出願に対する出願人及び特許庁双方の負担を背景に生まれた特許分野における国際的な協力についての条約
- ・1978年発行
- ・締結国157か国(2023年3月現在)

#### PCT国際出願

- ・PCT国際出願書類(1通)をPCT加盟 国の特許庁に提出すれば、すべての PCT加盟国に対して国内出願をしたこ とと同じ扱いを受けることができる。
- ・PCT国際出願に与えられた出願日(国際出願日)は、すべてのPCT加盟国における国内出願の出願日となる。

### 国内移行

PCT国際出願はあくまで国際的な出願手続であり、特許権を付与するものではない。出願人は、PCT国際出願後、特許を取得したい国の国内手続に係属させる手続(国内移行手続)を行う必要がある。PCT国際出願が国内手続に係属された後は、各国の国内法令に基づいて実体審査が行われ、特許付与に至る。

#### 欧州単一効特許

欧州各国で特許を取得する場合、欧州特許庁 (EPO)が欧州特許を付与した後、欧州各国における有効化の手続を経ずに、統一特許裁判所協定の全 批准国で単一の効力を有する欧州特許を取得できる。

PCT国際出願制度 (特許庁)

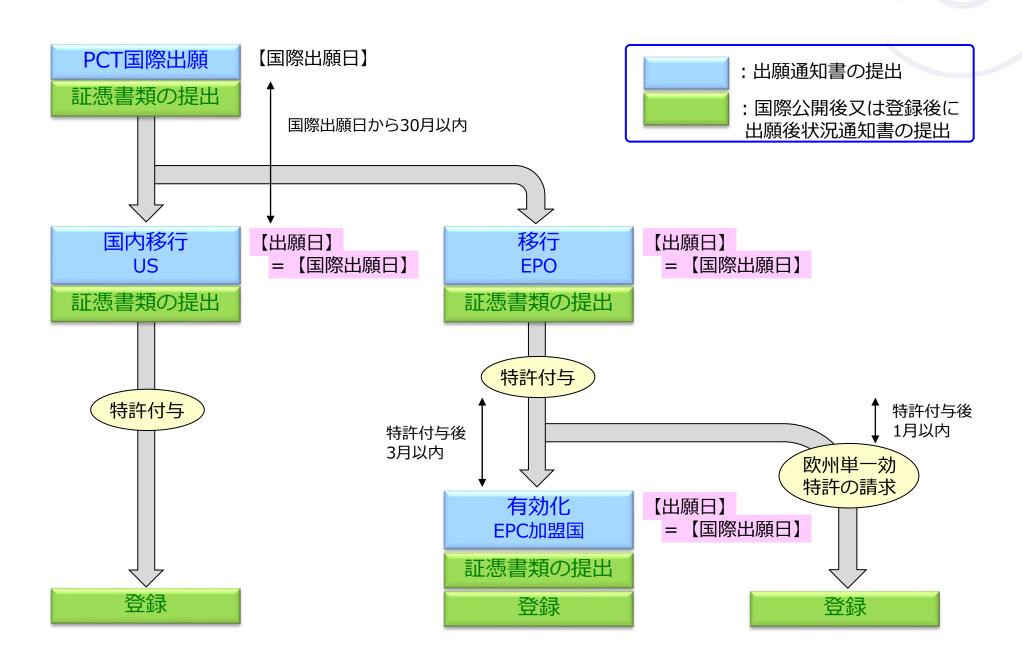
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/index.html

欧州単一特許制度がついに始動(JETRO)

https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/f0ecaf9f2c6e2f80.html

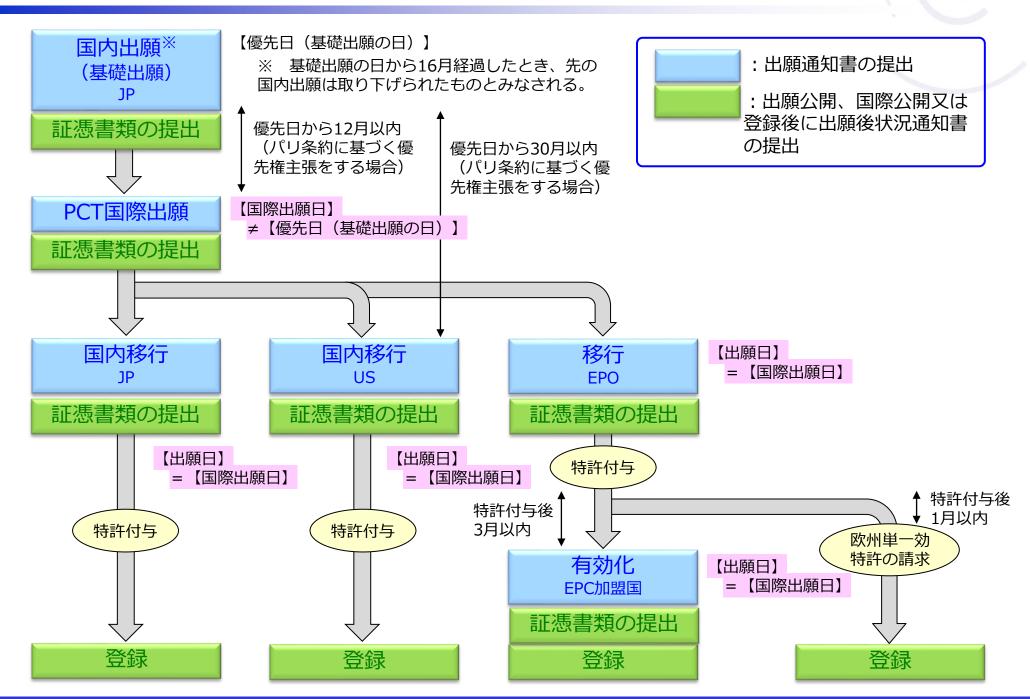
### 国際出願の流れ(PCT国際出願)





### 国際出願の流れ(国内出願 → PCT国際出願+パリ条約)





### PCT国際出願の願書



特許協力条約に基づく国際出版	<b>  受理官庁記入欄</b>	
でいるシスポッに至って国際山麓		
原 書	国際出願日	
出願人は、この国際出願が特許協力条約に従つて処 埋されることを請求する。	(免付部)	
	出版人又は代理人の書物記号(希望する場合、最大1299	
第1個 発明の名称	•	
第11個 出版人 この様に記載したをは、発明をでもか	5.	
弐名(名称)及びあて名:(後・名の根に記載:成人は公式の完全な名称を記載:	あて北北衛衛が分及び回名も記載、下記の 電子メールアドレス*:	
住所 (国名) 郷に表示が無い場合、この側に表示されるあて名の図が、出版人の(		
	电动参号:	
	ファクシミリ香号:	
	<b>型额人受政多</b> 号:	
*電子メールの配用の配置: は下にレ印を付きない限り、電子メールによる適当を ルのみで適知を送付することを承認する。 ■関係のみによる適知の送付を希望する。	行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務時が、上記に記載されたアドレスに電子メー	
<b>30年 (日本)</b> :	·斯 (图象):	
この機に記載した者は、次の 物を固についての出離人である:	遊記機に記載した指定器	
第112編 その他の出版人又は発明者		
その他の出版人又は発明者が被勢に記載されている。		
第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名		
次に記載された者は、国際機関において出版人のために行動する:	代理人 典語の代表者	
先名(名称)及びあて名:(後・名の側に記載:成人は公式の定金な名称を記載:あて名は希検番号及び図名も記載) 電子メールアドレス*:		
电动务号:		
N-A/-FIAM.		
ファクンミリ委号:		
	代理人受験番号:	
*電子メールの電気の登録: 以下にレ印を付きない個り、電子メールによる適場を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務地が、上記に記載されたアドレスに電子メー		
◆のみで適知を送付することを承認する。 ■解核のみによる適知の送付を希望する。		
	内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。	

第112番 その他の出版人又は発明者		
この乾薬を使用しないとき!	は、この用紙を顧書に含めないこと。	
去名(集物)及びおて名:(他・系の際に記載:成人は公元の完全な名称を記載 住所(国名) 郷に東京が無い場合、この棚に資卓されるあて名の図が、北親人 (国名) 郷に東京が無い場合、この棚に資卓されるあて名の図が、北親人		
図籍 (図名):	住所 (個名):	
この機に記載した者は、次の 和意図についての出版人である:	遊散機に記載した指定国	
改名(名称)及びおぐ名:(他・本の際に記載: は人は公式の完全な名称を記載 在所 (国名) 郷に表示が無い場合、この側に表示されるあて名の団が、北親人(		
図籍 (図名):	住所 (個名):	
この機工記載した者は、次の 報言国についての出版人である: すべての指定図	追記機に記載した指定器	
出名(名称)及びおぐ名:(他・本の際に記載: は人は公式の完全な名称を記載 住所 (国名) 郷に表示が無い場合、この郷に表示されるあて名の国が、北親人(		
図籍 (图名):	住所 (图4):	
この様に記載した者は、次の 和言語についての仕組入である:	追記機に記載した指定国	
版を選ぶていている場合人であり。 売名 名称的 支えからなる: (他・多の際に記載: 成人は公式の完全な各件を収載 在度 (個系) 際に東京が無い場合、この際に東京されるあて名の個が、出版人。		
図籍 (図名):	住所 (国名):	
この様に記載した者は、次の 徹定部についての出版人である: マペての程字図	右記機に記載した指定図	
その他のは個人又は見明者が他の被集に記載されている。		

※ 1ページ目と2ページ目(3ページ目以降省略)

### PCT国際出願から日本国への国内移行



整理番号:JP14072000 PC	T/JP2014/072100(Proof) 提出日:〇年〇月〇日
	日本事工
【書類名】	国内書面
【整理番号】	_IP14072000
【提出日】	【平成27年○月○日】
【あて先】	特許庁長官
【出願の表示】	<b>,</b>
【国際出願番号】	PCT/JP2014/072100
【出願の区分】	特許
【発明者】	
【住所又は居所】	川崎市幸区大宮町1310番地 〇〇株式会社内
【氏名】	00 00 /
【特許出願人】	
【識別番号】	000123456
【氏名又は名称】	○○○株式会社
【代理人】	
【識別番号】	00000 /
【弁理士】	
【氏名又は名称】	便利太郎
【国等の委託研究の成果)	こ係る記載事項】 2012年度、国立研究開発
法人新エネルギー・産業技	支術総合開発機構「○○/△△の委託研究、
産業技術力強化法第17条の	D適用を受ける特許出願 💮 💮 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗 📗
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	00000
【納付金額】	14000
【提出物件の目録】	
【包括委任状番号】	00000

- ・日本国内へ移行する国内書面を 提出する際は、記載必要
- ・PCT国際出願の願書には国等の 委託研究の成果に係る記載事項は ないので、記載不要

整理番号:発送番号: ○○○○○ 発送日 ○年○月○日

出願番号通知

○年○月○日 特許庁長官

出願人

0 0 0 1 2 3 4 5 6

○○○株式会社

国内書面差出日

平成27年〇月〇日

あなたの国際出願に基づく出願の日本国内出願番号は 記載の通りです。

国際出願番号

PCT/JP2014/072100

----出願番号 - 特願2014-540000

### 【PMS】 産業財産権出願通知書(PCT国際出願と国内移行)



### 産業財産権出願通知書



代表者等、提出者の制限なし (担当者でも可)

【PCT国際出願の場合】

「PCT(全指定)」or「その他」(JPのみ除外の場合等)

【国内移行の場合】

指定国「日本」or「外国」(⇒更に特定の 国を選択(EP:欧州特許庁を含む))

【PCT国際出願の場合】国際出願番号 【国内移行の場合】国内出願番号 【EP出願の場合】EP出願番号

【PCT国際出願から国内移行の場合】 いかなる場合も、国際出願日と同日 (国内移行した日(国内書面差出日)で はない)

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。優先権の基礎出願ではない。

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。PCT国際出願した日

# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定による特許出願の非公開に対する対応(1)



1. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下この項目において「法」という。)の施行に伴い、法「第五章 特許出願の非公開」に係る各種通知を受領した場合及び書類等を提出した場合には、改正後の約款第32条の2及び改訂後のNEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針に基づいて、産業財産権等出願後状況通知書に添付してNEDOに遅滞なく報告する必要がある。

例:①保全審査に付することを求める旨の申出(法第66条第2項)

- ②内閣総理大臣へ送付をした旨の通知(法第66条第3項)
- ③申出に基づく内閣総理大臣へ送付しないと判断した旨の通知(法第66条第10項)
- ④保全対象となり得る発明の内容の通知(法第67条第9項)
- ⑤出願を維持する場合の法第67条第9項に規定する書類(法第67条第10項)
- ⑥保全審査の打切りの通知及び打切りへの弁明書面(提出した場合)(法第69条第2項)
- ⑦保全指定の通知(法第70条第1項)
- ⑧保全指定の期間延長の通知(法第70条第5項)
- 9保全指定を必要としない旨の通知(法第71条)
- ⑩保全対象発明の実施許可の申請書の提出(法第73条第2項)
- ⑪保全対象発明の実施許可の通知(法第73条第3項)
- ⑫保全対象発明の実施許可の条件違反による出願却下の通知(法第73条第6項)
- ⑬出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)(法第73条第7項)
- (4)保全対象発明の内容の開示による出願却下の通知(法第74条第2項)
- ⑤出願却下の理由通知及び弁明書面(提出した場合)(法第74条第3項)
- ⑩新たな事業者による保全対象発明に係る情報取扱いの事前承認の申出(法第76条第1項)
- ①発明共有事業者の変更の届出(法第76条第2項)

# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の規定による特許出願の非公開に対する対応(2)



- ⑱保全指定解除又は満了の通知(法第77条第2項)
- ⑩外国出願禁止違反に対する出願却下の通知(法第78条第5項)
- ②出願却下の理由への弁明書面(提出した場合)(法第78条第6項)
- ②外国出願禁止かどうかの確認の求め(法第79条第1項)
- ②外国出願が禁止されない旨の回答(法第79条第2項)
- ②外国出願が禁止されるか否かの回答(法第79条第4項)
- 2. 書誌的事項を確認できる書類の提出(改訂後の知財マネジメント基本方針に基づく)
- (1)特許出願(日本出願、PCT出願、外国出願)

出願公開(外国における同様の制度及び国際公開を含む)後遅滞なく又は出願公開制度がない場合には1年6月経過後遅滞なく、出願後状況通知書に添付して提出。

(2) PCT出願を行った後の国内移行手続

国内移行手続を行った後60日(日本以外を指定官庁とする場合には90日)以内に、出願後状況通知書に添付して提出。ただし、国際公開されていない場合には、国際公開後遅滞なく、出願後状況通知書に添付して提出。

(3)特許権以外の産業財産権の出願又は申請(「その他の産業財産権出願」)

出願通知書をその他の産業財産権出願を行った日から60日以内(ただし、外国へのその他の産業財産権出願の場合は90日以内。)にNEDOに提出した後、速やかに出願後状況通知書に添付して提出。

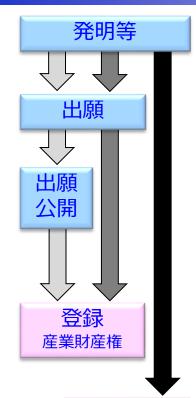
3. 保全指定されうる発明内容のNEDOへの不提示 法第65条第1項に規定する明細書等に記載された発明については、原則NEDOに提示しないこと。



# Ⅲ. 登録に関する報告

### 提出書類と提出期限





: 注

:著作権

: 特許権以外の産業財産権

: 特許権

提出書類	出願通知書	
提出期限	出願日ヌはPCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内)	
提出書類	出願後状況通知書	
	・出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類	
提出期限	【特許権の場合】出願公開後(出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内) 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに	

提出書類	出願後状況通知書
	・登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内(外国の場合は90日以内)

提出書類	出願後状況	兄通知書				
	・著作物(	こ関する書誌	的事項 <mark>*10</mark> が確認で	できる書類	又は	著作物の電子ファイル
提出期限	速やかに					

登録 著作権

### 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけでなく出願中も可

### 放棄

※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 マは 実施許諾をした日から60日以内(外国の場合は90日以内)

提出書類	放棄届出書/持分放棄届出書
提出期限	放棄前

# 提出書類と提出期限



### 注釈

### 書誌的事項\*9 【出願後状況通知書】

出願番号(回路配置利用権及び育成者権を除く)、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称

#### 書誌的事項が確認できる書類

国内登録	・特許公報1ページ目及び最終ページ、特許証、特許原簿、J-PlatPatの登録情報 のうちいずれか一つ
外国登録	・特許証、登録通知、特許公報、代理人等のレター等
	<epc加盟国の国内移行登録の場合> ・EP特許公報</epc加盟国の国内移行登録の場合>
	<加盟国独自の出願番号を出願通知書に記載する場合> ・それを確認できる書類
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・原文の該当箇所の訳文

### 書誌的事項\*10 【著作権】

創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等

#### 書誌的事項が確認できる書類

著作権	・概要ペーパー(受託者が作成したもの)
	<登録した場合> ・登録申請の書類

# 書誌的事項が確認できる書類(特許公報)



```
JP 4310478 B2 2009, 8, 12
                         (12)特許公報(B2)
(19) 日本国特許庁(JP)
                                                       (11)特許委長
                                                            特許第4310478号
(45) 発行日 平成21年8月12日(2009.8,12)
                                             (24) 登録日 平成21年5月22日(2009.5.22)
(51) Int.CL.
 CO7C 217/08
                             CO7C 217/08 CSP
                (2006, 01)
                                                       書誌的事項
  CO7F 5/02
                (2006.01)
                              CO7F 5/02
  CO7D 295/08
                (2006.01)
                              CO7D 295/08
  CO7D 295/02
                (2006.01)
                              CO7D 295/02
  HO 1 M 10/40
                              HO1M 10/40
                                            請求項の数 9 (全 17 頁) 最終頁に続く
(21) 出願番号
              特願2005-516633 (P2005-516633)
                                    (73)特許権者 301021533
(86) (22) 出顧日
             平成16年12月24日 (2004.12.24)
                                             独立行政法人產業技術総合研究所
(86) 国際出願番号
            PCT/1P2004/019929
                                             東京都千代田区霞が開1-3-1
(87) 国際公開番号
                                    (72)発明者 松本 一
             ¥02005/063773
                                             大阪府池田市縁丘1丁目8番31号 独立
87) 国際公開日
             平成17年7月14日 (2005, 7, 14)
                                             行政法人産業技術総合研究所関西センター
  審查請求日
             平成18年4月26日 (2006. 4, 26)
(31) 優先權主張番号 特顯2003-431700 (P2003-431700)
(32) 優先日
              平成15年12月26日 (2003, 12, 26)
                                    (72) 発明者 周 志彬
(33) 優先権主張国 日本国(JP)
                                             大阪府池田市縁丘1丁目8番31号 独立
(31) 優先權主張番号 特願2004-19074 (P2004-19074)
                                             行政法人産業技術総合研究所関西センター
              平成16年1月27日 (2004.1.27)
(32) 優先日
(33) 優先権主張国 日本国(JP)
(31) 優先権主張番号 特願2004-19076 (P2004-19076)
                                       審査官 前田 憲彦
(32) 優先日
              平成16年1月27日 (2004.1.27)
(33) 優先権主張国 日本国(JP)
                                                              最終頁に続く
(54) [発明の名称] イオン性液体、その製造法、それを含む二重層キャパシタおよびリチウム電池
```

#### (57)【特許請求の範囲】

#### 【請求項1】

 $[BF_3 \, (C_n \, F_{2\,\, n\,\, +\,\, 1}\,\,)]^-$  (式中、  $n\, t\, 1\, ,\, 2\, ,\, 3\, s\, t\, t\, t\, 4\, e\, 示す)$  で表される少なくとも 1 種のアニオンと、一般式 ( I )

 $[NR^{1}R^{2}R^{3}R^{4}]^{+}$  (I)

(式中、 $R^1 \sim R^4$  は、同一又は異なって、<u>炭素数  $1 \sim 10$  の直鎖又は分核を有する</u>アルキル基、<u>前記のアルキル基の水素原子の少なくとも 1 つがフッ素原子で間換された炭素数  $1 \sim 10$  の直鎖又は分枝を有する フルオロアルキル基、 (O-iii) アルキル) 構造を有する 皮炭素数  $1 \sim 10$  の直鎖又は分枝を有する アルコキシ基、 $-(CH_2)_{n-1} - O-(CH_2 CH_2)_0$  の  $1 \sim 10$  の直鎖又は分枝を有する アルコキシ基、 $-(CH_3)_{n-1} - O-(CH_2 CH_2)_0$  の  $1 \sim 10$  の  $1 \sim</u>$ 

但し、 $R^1 \sim R^4$ は、以下(1)~(111)の条件を満たすものとする: (1)  $R^1$  及び  $R^2$  が窒素原子と一緒になってピロリジン、ピペリジンまたはモルホリン環

JP 4310478 B2 2009. 8. 12 HOIM 6/16 (2006.01) HO 1 M 6/16 HO1G 9/038 (2006.01) HO1G 9/00 301D (31)優先権主張番号 特額2004-94275(P2004-94275) (32)優先日 平成16年3月29日(2004.3.29) (33)優先権 主張国 最終ページ (31)優先権主張番号 特際2004-94293(P2004-94293) (32)優先日 平成16年3月29日(2004.3.29) 書誌的事項の (33)優先権主張国 日本国(IP) (31)優先権主張番号 特額2004-285706(P2004-285706) 続き 平成16年9月30日(2004.9.30) (32)優先日 (33)優先権主張国 日本国(JP) (56)参考文献 特開2002-308884 (JP, A) 特翻2002-187893 (IP. A) 特開2002-100403 (IP, A) (58)調査した分野(Int.Cl., DB名) CO7C 217/00 CO7D 295/00 CO7F 5/00 HO1M 6/00 HO1M 10/00 CA/REGISTRY (STN)

書誌的事項が公報1ページ目上段に収まっていない場合は、公報の最終ページも添付

### 特許公報の取得方法

**~特許情報プラットフォーム** (J-PlatPat)から~



### J-PlatPatの簡易検索画面

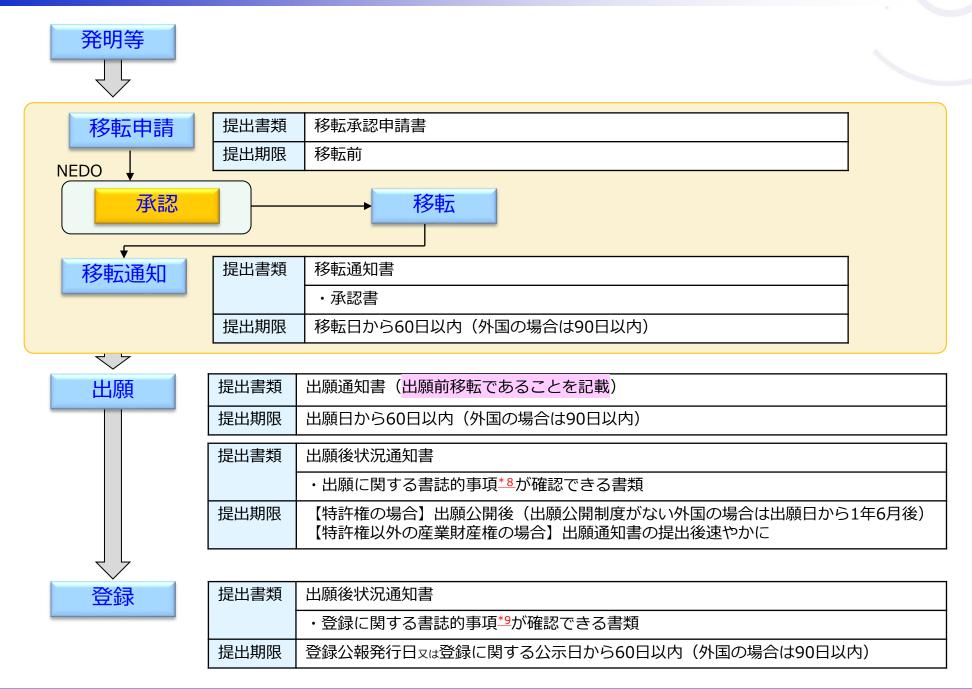


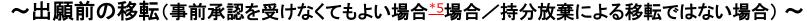


# Ⅳ. 移転に関する報告

#### ~出願前の移転~









#### 出願前における移転等届出書の提出についてPMSが対応していないことによる便宜上の対応

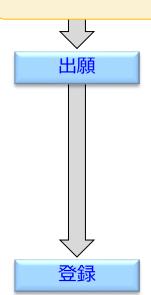
出願通知書(「出願番号」欄に管理番号等を記入)の提出

※ 出願前に移転等届出書を提出する際は、別途 chizai@ml.nedo.go.jpまで連絡のこと



提出書類	移転等届出書
提出期限	移転前

提出書類	移転通知書
	・根拠となる契約書、規程等
提出期限	移転日から60日以内(外国の場合は90日以内)

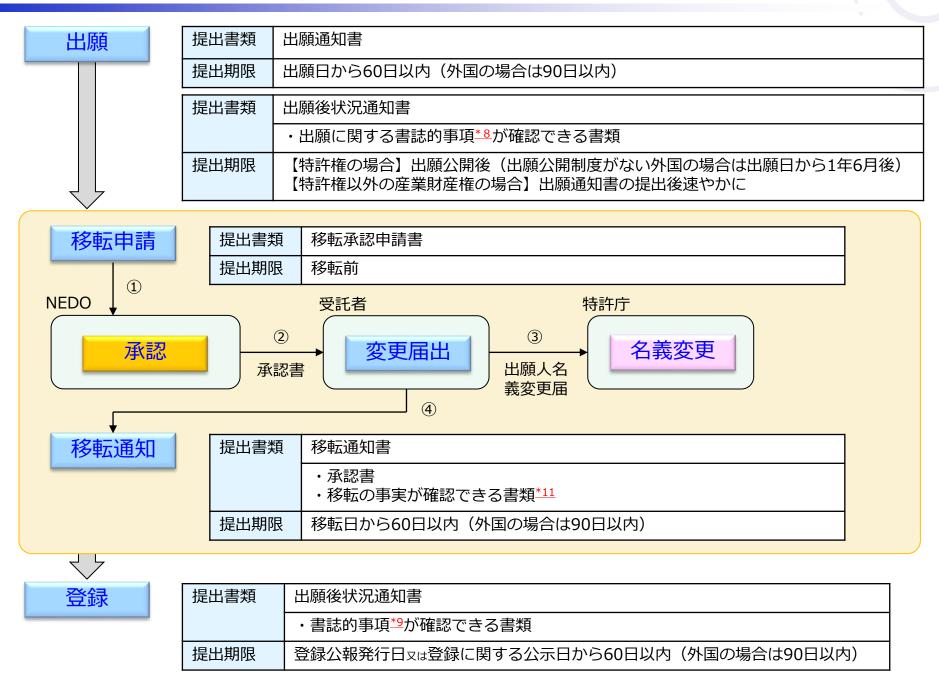


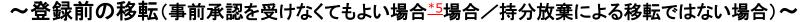
提出書類	出願通知書(出願前移転であることを記載)		
提出期限	出願日から60日以内(外国の場合は90日以内)		
提出書類	出願後状況通知書 ・出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類		
	・山湖に因りる首部引尹は一一川市部(この首規		
提出期限	【特許権の場合】出願公開後(出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに		

提出書類	出願後状況通知書		
	・登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類		
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内(外国の場合は90日以内)		

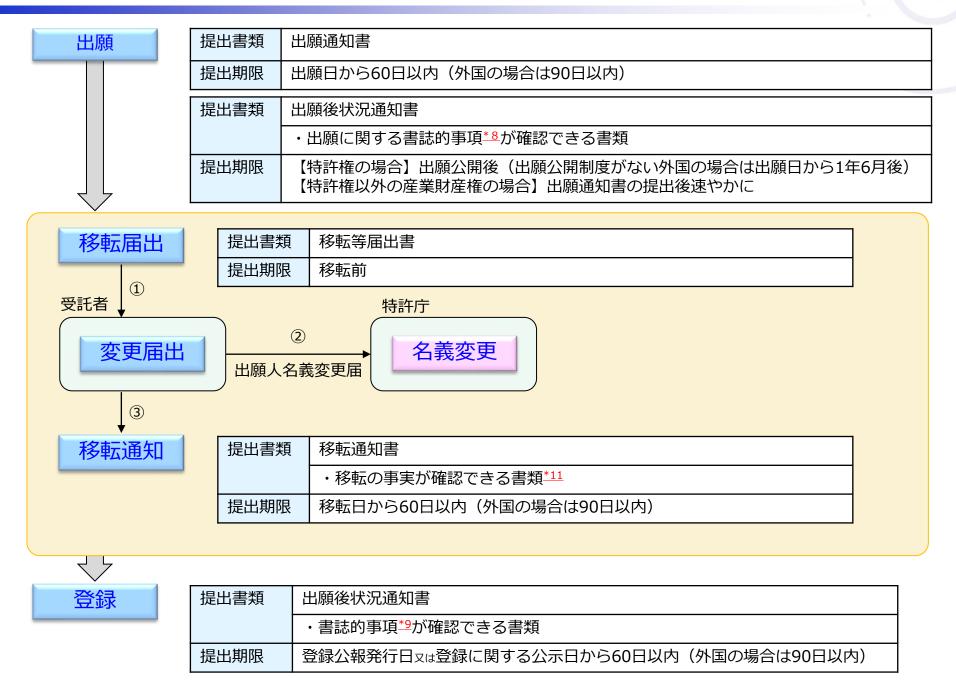
### ~登録前の移転(出願人名義変更)~





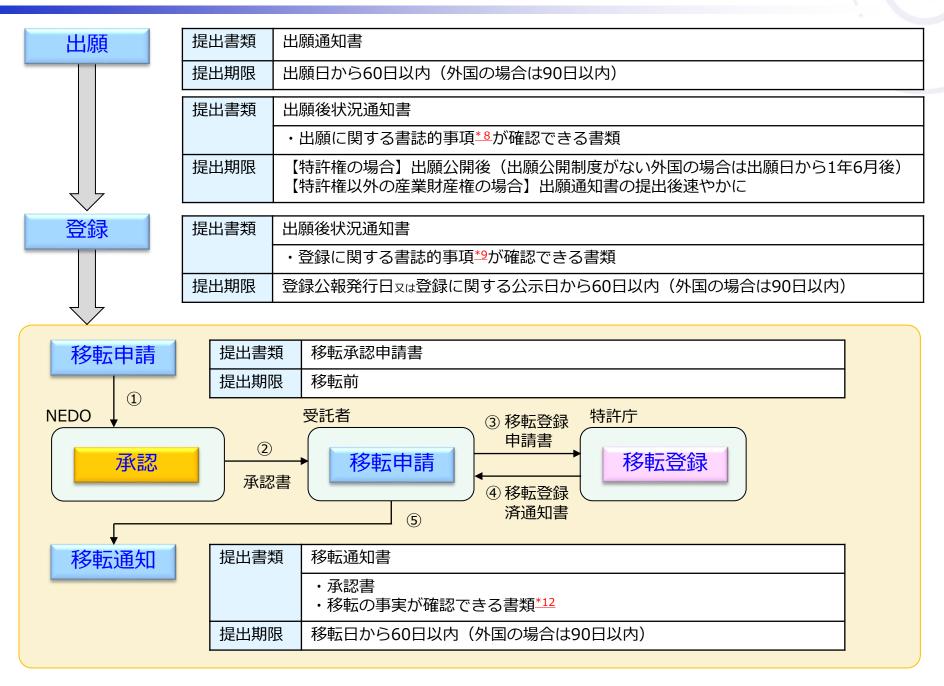






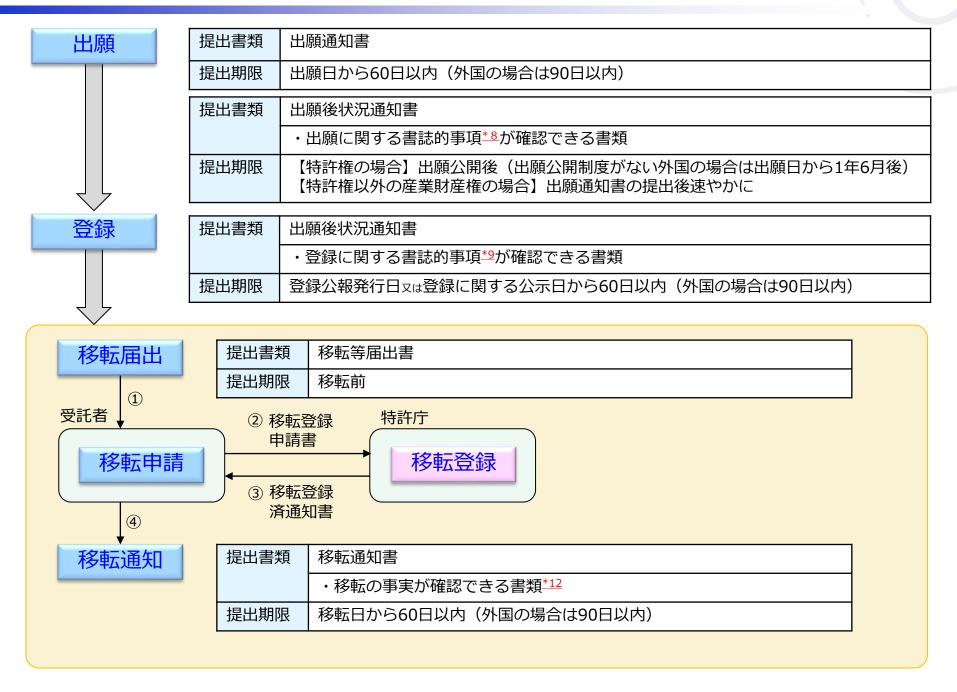
#### ~登録後の移転~













### 注釈

### 移転の事実が確認できる書類\*11

移転の事実が確認できる書類 【設定登録前の移転(名義変更)】

移転の事実が確認できる書類	・出願人名義変更届(受理されたものに限る)		
	<原文が外国語で英語以外の場合>	・原文の該当箇所の訳文	

### 移転の事実が確認できる書類\*12

移転の事実が確認できる書類 【設定登録後の移転】

移転の事実が確認できる書類	・移転登録申請書、登録済通知書、特許原簿、J-PlatPatの登録情報、外国知財庁の権利者情報/登録情報 のうちいずれか一つ
	<原文が外国語で英語以外の場合> ・原文の該当箇所の訳文

### 【PMS】知的財産権の移転手続の流れ

#### ~持分放棄時に備えた対応~



持分放棄時に備えた対応(移転承認申請書の場合)



約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないよう約定させたことを「承認を受ける理由」欄に入力する

### 【PMS】知的財産権の移転手続の流れ

#### ~持分放棄時に備えた対応~



#### 持分放棄時に備えた対応(移転等届出書の場合)

#### 知的財產権移転等届出書

#### ※ 必須入力 契約管理番号 19100801-0 契約日 2020.03.02 事業種別 委託事業 その他契約(資産部)/テスト 契約件名 23 作成日 2023.01.05 追加 移転元又は専用実施権等 移転先又は専用実施権等 移転・専用実施権等の設定をしようとする 知的財産権 の設定をする者 の設定を受ける者 知的財産権について 出願に係る産 移動 住所、名称 住所、名称 業財産権の種 出願番号 発明等の名称 (以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する) 移転等事由 (1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。 すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。 (産業技術力強化法第19条に基づく観点) (2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。 (研究開発力強化法第41条に基づく観点)

約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないよう 約定させたことを「移転等事由」欄に入力する



### 注釈

### 事前承認が不要\*13

### 事前承認が不要な場合と提出書類の変遷

契約締結日	事前承認が不要な 場合	移転承認 申請書	移転等 届出書	移転通知書	放棄届出書	持分放棄 届出書
平成21(2009)年4月~	<ul><li>①②③④⑤</li><li>②'③'④'</li><li>(②②'については、子 会社又は親会社が日本国 外に存する場合を含む)</li></ul>			0		<b>※ 2</b>
平成27(2015)年 11月15日~	①②③④⑤ ②'③'④' (②②'については、子 会社又は親会社が日本国 外に存する場合を含む)	0	0	0	0	<b>※ 2</b>
令和2(2020)年 4月1日~	12345 2'3'4'	0	0	0	0	<b>※</b> 2
令和5(2023)年 10月1日~	12345 2'3'4'	0	0	0	0	0

<sup>※1</sup> ①~④'については<u>こちら</u>。

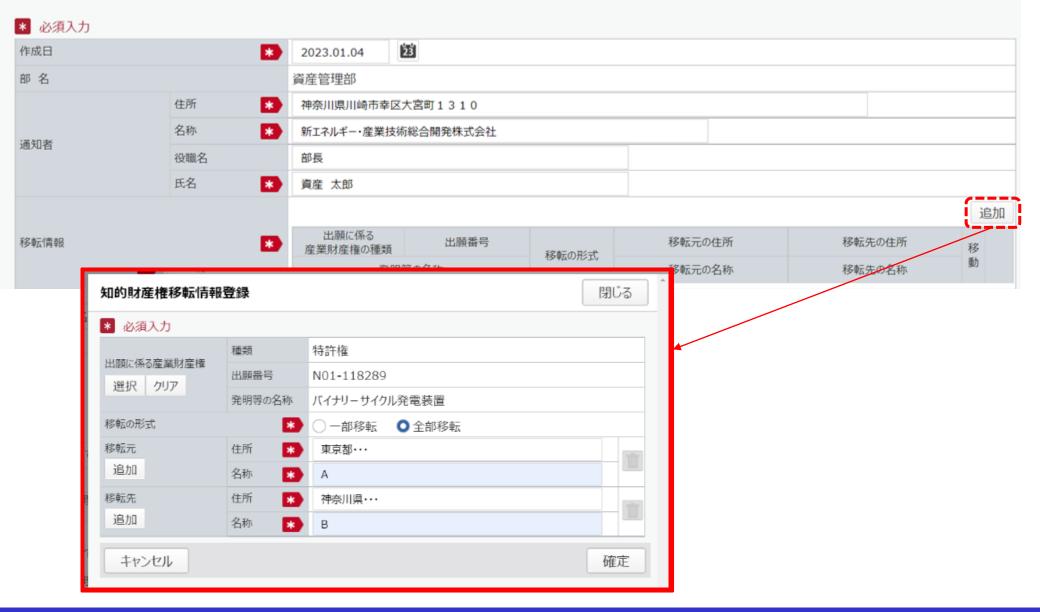
<sup>※2</sup> ⑤について、2023年10月1日より前に終了した事業は、 持分放棄届出書ではなく移転承認申請書の提出が必要。

# 【PMS】知的財産権の移転



移転の形式、移転元、移転先の入力

### 知的財產権移転通知書



# 【PMS】知的財産権の移転



* 必須入力		
山原石一万才产业品+产生	種類	特許権
出願に係る産業財産権 選択 クリア	出願番号	N01-118289
歴1人 フラア	発明等の名称	バイナリーサイクル発電装置
移転の形式	*	○ 一部移転 ○ 全部移転
移転元	住所 *	東京都・・・
追加	名称 *	A
移転先	住所 *	神奈川県・・・
追加	名称 *	В

それぞれの場合における移転の形式、移転元、移転先の入力

	移転の形式	移転元	移転先	結果(権利者)
全部移転 A→B	全部移転	А	В	В
一部移転 A→A、B	一部移転	А	В	A、B
持分譲渡 A、B→A、C	全部移転	A、B	A、C	A、C

※ 全部移転、一部移転を選択できない場合は、移転先にすべての権利者を入力すること

# 知的財産権の取扱い ~受託者が技術研究組合の場合~



技術研究 組合 (受託者)

組合員A組合員B

組合員A、Bから組合 員Cに一部権利譲渡 組合員A

組合員B

組合員C

技術研究組合から組合員

提出書類	移転等届出書
提出元	技術研究組合
提出期限	移転前

提出書類 移転承認申請書 /移転等届出書 提出元 組合員A or B 提出期限 譲渡前

組合員A

組合員Bが権利放棄

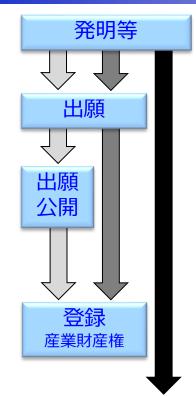
提出書類	持分放棄届出書
提出元	組合員B
提出期限	放棄前



# V. 実施に関する報告

# 提出書類と提出期限







:著作権

: 特許権以外の産業財産権

: 特許権

提出書類	出願通知書	
提出期限	出願日又はPCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内)	
提出書類	出願後状況通知書	
	・出願に関する書誌的事項*8が確認できる書類	
提出期限	【特許権の場合】出願公開後(出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内) 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに	

此山自然	山原区仍心虚和自	
	・登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類	
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内(外国の場合は90日以内)	
提出書類	出願後状況通知書	
	・著作物に関する書誌的事項*10が確認できる書類 マヒは 著作物の電子ファイル	
提出期限	速やかに	

登録 著作権 提出書類

出願後狀況通知書

### **実施** 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけで なく出願中も可

### 放棄

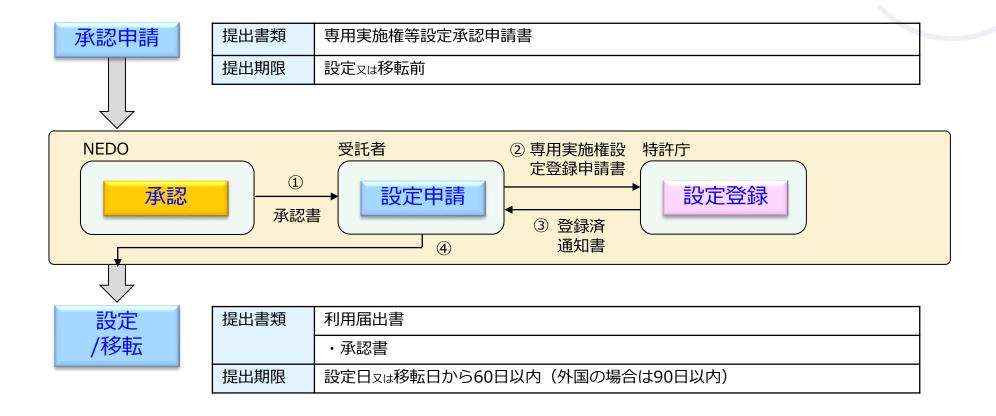
※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 マは 実施許諾をした日から60日以内(外国の場合は90日以内)

提出書類	放棄届出書/持分放棄届出書
提出期限	放棄前

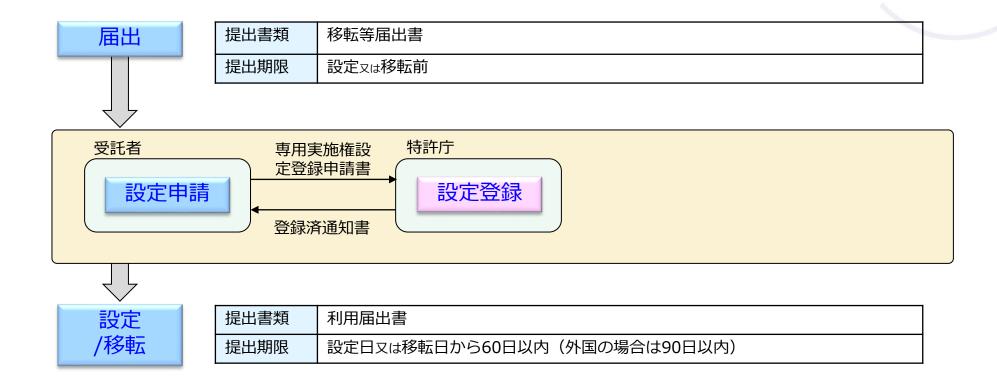
# 専用実施権等の設定又は移転の流れ





# 専用実施権等の設定又は移転の流れ (ただし書\*11の場合)



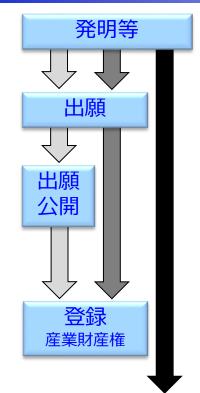




# VI. 放棄に関する報告

# 提出書類と提出期限







:著作権

: 特許権以外の産業財産権

: 特許権

提出書類	出願通知書	
提出期限	日又はPCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内)	
提出書類	出願後状況通知書	
	・出願に関する書誌的事項 <u>*8</u> が確認できる書類	
提出期限	【特許権の場合】出願公開後(出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後) 【国内移行の場合】PCT国内書面の提出日から60日以内(外国の場合は90日以内) 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに	

	・登録に関する書誌的事項*9が確認できる書類	
提出期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内(外国の場合は90日以内)	
提出書類	出願後状況通知書	
	・著作物に関する書誌的事項*10が確認できる書類 ヌは 著作物の電子ファイル	
提出期限	速やかに	

登録 著作権 提出書類

出願後状況通知書

### 実施 自己実施/実施許諾

※ 実施は、登録後だけで なく出願中も可

### 放棄

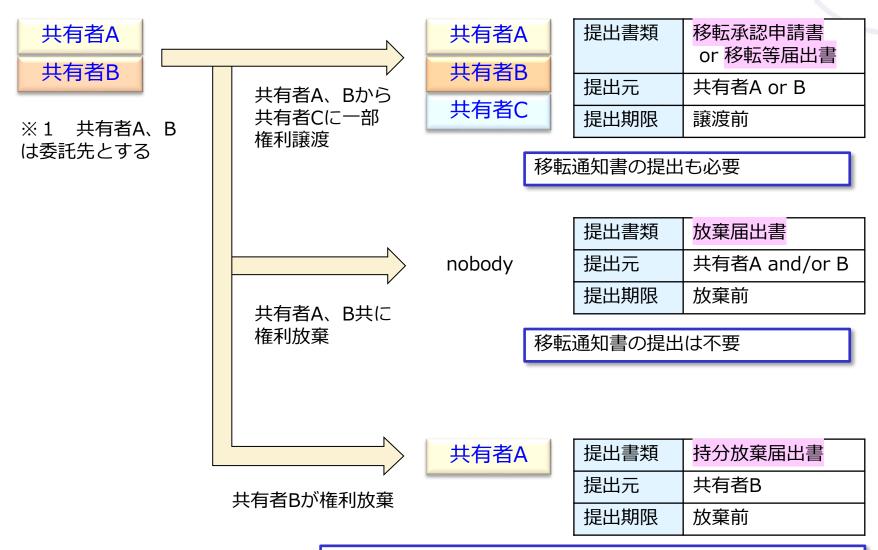
※ 放棄は、登録後だけでなく出願前、出願中も可

提出書類	利用届出書
提出期限	自己実施 マは 実施許諾をした日から60日以内(外国の場合は90日以内)

提出書類	放棄届出書/持分放棄届出書
提出期限	放棄前

# 知的財産権の放棄、持分放棄について





移転通知書の提出は不要。PMS上では、共有者Bの情報は残る

※2 共有者Bが権利譲渡であれば、移転承認申請書or移転等届出書

+移転後には、移転通知書の提出も必要

# 共有の知的財産権の持分放棄について

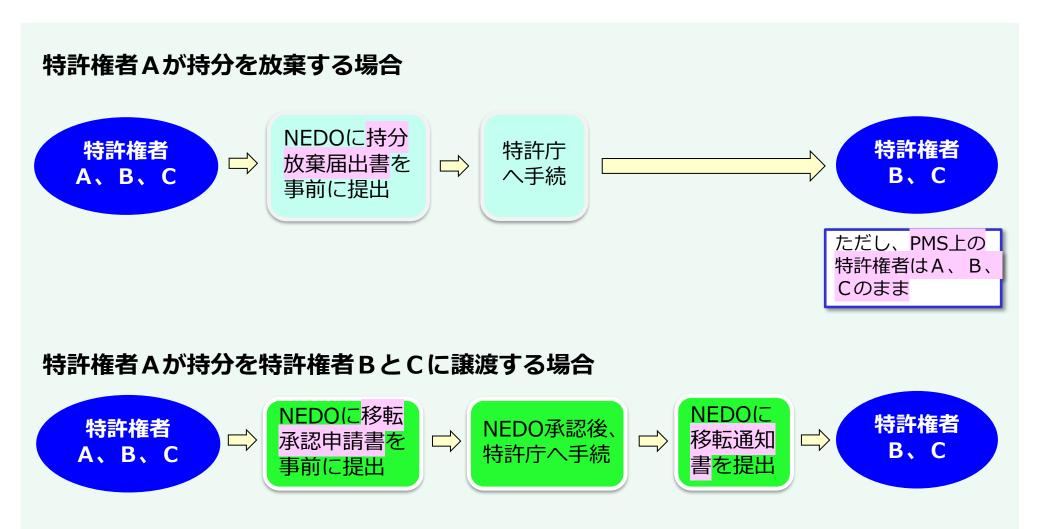


- ・ これまで、2009(平成21)年4月1日以降に締結した業務委託契約の共有の知的 財産権については、一方の持分が他の共有者に移転される場合、それが持分放棄 であるか譲渡であるかにかかわらず移転承認申請を行い、NEDOが承認すること で、名義変更や移転登録申請を認めていた。
- ・2023(令和5)年10月1日以降は、単なる持分放棄の場合、NEDOに対して持分 放棄届出書を提出し、場合によっては、NEDOとの再実施権付き実施許諾契約を 締結することで、移転することが可能となる(約款第31条の6)。 ただし、持分放棄ではなく、譲渡契約を締結して他の共有者に譲渡する場合は、 依然として、移転承認申請を行うことが必要(約款第31条の3第1項)で、NEDOの 承認後に名義変更、移転登録申請を特許庁に対して行った後、NEDOに対して移 転通知書の提出を従来どおり行う必要がある(約款第33条第4項)。
- ・なお、PMS上の出願人や権利者の情報は持分放棄届によっては変更されない。そのため、当該案件(出願等)において持分放棄届以降に最先の手続(出願前であれば出願通知、出願後であれば出願後状況通知等)を行う場合には、最新の権利者名にて手続を行うことが必要となる。また、技術研究組合の組合員が持分放棄届を行う場合にも、持分放棄届出書の提出を行う必要がある。

# 共有の知的財産権の持分放棄について



共有の知的財産権の持分放棄に係る手続の運用は、2009(平成21)年4月1日以降に 締結した委託業務契約について、2023(令和5)年10月1日以降に適用



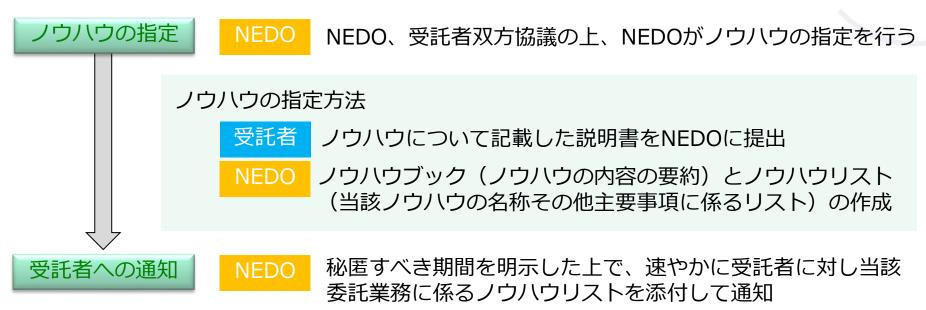


# Ⅲ. ノウハウの指定と技術情報の封印

# ノウハウの指定と技術情報の封印



### ノウハウの指定(約款第29条)



#### 秘匿すべき期間

- ・原則として、当該事業年度の終了日の翌日から起算して5年間(10年間も可能)
- ・必要に応じて、秘匿すべき期間を延長又は短縮することが可能

#### 技術情報の封印(約款第30条)

委託業務開始前に、受託者が既に保有している技術情報を記録

封印対象となる技術情報:受託者が委託業務開始時に既に所有している技術情報

封印方法: 委託契約締結後2か月以内に「封印申請書」を提出

取扱い: 封印した技術情報は、受託者が保管

封印した技術情報のリストは、受託者とNEDOが保管



# Ⅷ. PMSによる提出(受託者)

# PMSによる各種書類の提出



### 対象となる書類

	書類	約款
(1)	産業財産権出願通知書	第32条第1項
(2)	産業財産権等出願後状況通知書	第28条の3、第32条の2第1項、 第33条第1項 <sub>及び</sub> 第2項
(3)	知的財産権移転申請書	第31条の3 第1項
(4)	知的財産権移転等届出書	第31条の4 第1項
(5)	知的財産権移転通知書	第33条第3項 及び第4項
(6)	専用実施権等設定承認申請書	第31条の3 第2項
(7)	知的財産権利用届出書	第34条第1項 及び第2項
(8)	知的財産権放棄届出書	第31条の5
(9)	知的財産権持分放棄届出書	第31条の6第1項
(10)	知的財産権帰属届出書	第35条

ここでは、(1)産業財産権出願通知書、(4)知的財産権移転等届出書の入力手順を紹介する。

その他の書類の各手続については、「知的財産権管理業務に係るプロジェクトマネジメントシステム(PMS)の操作マニュアル」を参照ください。

# 【PMS】 プロジェクトマネジメントシステム





プロジェクトマネジメントシステム

> 担当者管理

> パスワード変更 > お問い合わせ・マニュアル

前回ログイン時間:2020.06.10 13:58

ログアウト

Fleekdrive 申請用画面改…

契約管理番号 19102106-0 履行期間

2019.12.01~2020.12.31

状態 実施中

基本情報

TOPページ > メニュー

PMSを起動し、トップページから 「知財」のアイコンをクリックし 「知財一覧」のページを開く

戻る

#### 予算計画



業務進捗



(9) 知的財産権持分放棄届出書と

(10) 知的財産権帰属届出書は 「文書一覧」ページからの提出

課題



NEDOと共有する課題の閲覧・ 登録を行います。

実施計画



委託業務実施計画書の閲覧・ 編集・申請を行います。

#### 業務の流れ



契約または助成事業の手続き のうち、手続きが必要となる業 務について、閲覧や進捗登録を 行います。

#### 文書一覧



手続きが必要となる申請書や 届出書等について、閲覧・編 集・申請等を行います。

資産



契約または助成事業の資産手 続きについて、申請書や届出書 等の閲覧・編集申請等を行い ます。

#### 知財



契約または助成事業の知財手 続きについて、申請書や届出書 等の閲覧・編集・申請等を行い ます。

#### 成果



成果情報の閲覧・登録を行い ます。



(1) 「知財一覧」画面にある「出願通知書」ボタンをクリック



(2) 「文書登録-産業財産出願通知書一覧」画面が表示されるので、「追加」ボタンをクリック





(3) 「産業財産権出願通知書」画面が表示されるので、必要事項を入力





(4) 必要事項を入力した後、「入力完了」ボタンをクリック



- 複数年契約の場合は、出願直近の契約番号を記載
- ・ 連名契約の場合は、すべての契約番号を記載



(5) 「文書登録ー産業財産権出願通知書一覧」画面にある「入力完了」ボタンをクリック





(6) 「産業財産権出願通知書」が表示されたら、記載内容を確認した後、「届出」ボタンをク リック(通知書の届出)



# 【PMS】出願通知書の提出手順



(7) 「知財一覧」画面に当該通知書にある出願番号が表示されることを確認

<u>TOPページ</u> > <u>メニュー</u> > <b>知財一覧</b> 戻る									
知財手続一覧							出願通知書		
出願日	<b>≥</b>	出願にの種類	係る産業財産権	~					
出願番号	2019-123457	(部分一致) 出願国	E	本					
					クリア	この条件で絞り込む			
1件のデータが該当しました。 CSV出力									
出願番号	発明等の名称	出願に係る産業財産権の種類	出願日	出願国	登録番号	登録日	最新受領文書		
2019-123457	○○の製造方法	特許権	2019.05.13	JP:日本国					

## 【PMS】出願通知書の提出手順



(8) 申請・届出情報でステータスが「届出中」となっていることを確認



(9) NEDOで受領されるとステータスが「受領済み」となるので確認

- 申請・届出情報							
	PMS文書番号	文書種別	文書名	Rev	ステータス	届出日	NEDO受領日
	BNS-J-20-0000988	知財通知書	産業財産権出願通知書(42)	1.00	受領済み	2020.05.11	



(1) 「知財一覧」画面にある「知財手続一覧」ボタンをクリック



(2) 「知財手続き一覧」画面にある「新規知財手続」ボタンをクリック

<u>TOPページ</u> > メニュ	<u>-</u> > <u>知財一覧</u> > <b>知財手続き一覧</b>			戻る
				新規知財手続
文書名			(部分一致)	
PMS文書番号		出願番号		(部分一致)
文書種別	_	登録日	<b>2</b> ~	23
				クリア この条件で絞り込む



(3) 「知財手続き様式選択」画面にある「知的財産権移転等届出書」を選択し、「次へ」ボタンをクリック

1							
	知財手	続き様式選択	閉じる				
١,							
	選択	文書マスタ略称	文書マスタ名称				
	$\bigcirc$	出願後状況通知	産業財産権等出願後状況通知書				
	$\circ$	移転承認申請	知的財産権移転承認申請書				
	0	専用実施権承認申請	専用実施権等設定承認申請書				
	•	移転等届出	知的財産権移転等届出書				
	0	移転通知	知的財産権移転通知書				
	$\bigcirc$	利用届出	知的財産権利用届出書				
	$\bigcirc$	放棄届出	知的財産権放棄届出書				
			次へ				



(4) 「知的財産権移転等届出書」画面が表示されるので、記載内容を確認した上で、「追加」 ボタンをクリック

#### 知的財産権移転等届出書





(5) 「知的財産権移転情報登録」画面が表示されるので、「選択」ボタンをクリック

知的財産権移転情報	登録	閉じる
* 必須入力		
FOAD BASTEAN	種類	
知的財産権 選択 クリア	番号	
<b>選が</b> ( 95)	名称	
移転元又は専用実施権等 の設定をする者	住所 🔭	
追加	名称 🔭	
移転先又は専用実施権等 の設定を受ける者	住所 *	
追加	名称 *	
キャンセル		確定



(6) 「知財選択」画面が表示されたら、表の中から目的の知的財産権を選択し、「設定」ボタンをクリック

知財選	知財選択							
出願日			23	出願に係る産業財産権の種類				
出願国			出願番号(社内管理番号、契約 管理番号等)					
						クリア	この条件で絞り込	<u>₹</u>
47件のデ	ータが該当しました	目的の知的財産権を	選択				設	定
選択	出願番号 (社内管理番号、		出版	通日	登録番号	登録日	出願国	
ASE I/ \	管理番号等)	出願に係る産業財産権の移		在 五座出门	1130/11	H-dec		
	2022-543210	永久機関の製造方法	2022	06.01	7060190	069189 2022.12.01	JP:日本国	•
		特許権	2022.	2022.06.01 70691	7003183			
	2022-202212	バイドール簡素化	2022.	12.07	12345678	2022.12.08	JP: 日本国	
		特許権	2022.	12.07 12545076	2022.12.00	J. LAME	•	



(7) 「知的財産権移転情報登録」画面において移転元情報 RU 移転先情報を入力し、「確定」 ボタンをクリック

知的財産権移転情報	登録		閉じる
* 必須入力			
ケロの日本本本	種類	特許権移転元情報の	入力
知的財産権選択・クリア	番号	2022-543210 /	
A無1人 クラア	名称	永久機関の製造方法	
移転元又は専用実施権等 の設定をする者	住所 🔭	東京都千代田区霞が関3-4-3	
追加	名称 *	特許株式会社	
移転先又は専用実施権等 の設定を受ける者	住所 🔭	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地	
追加	名称 🔭	NEDO株式会社	
キャンセル			確定
		移転先情報の入力	

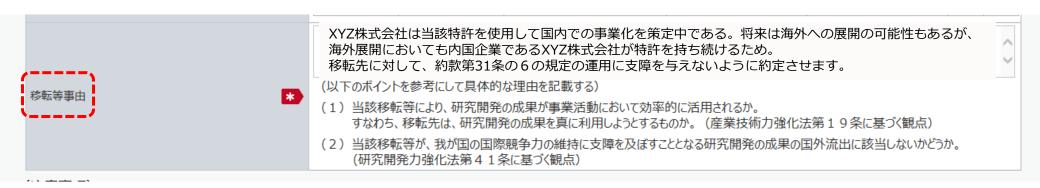


(8) 「知的財産権移転等届出書」画面において記載内容を確認





(9) 「移転等事由」欄に、移転等事由 及び移転先に対して約款第31条の6の規定の運用に支障を与えないように約定させる旨を記載し、「入力完了」ボタン (前ページ) をクリック





(10)「知的財産権移転等届出書」が表示されたら、記載内容を確認した後、「届出」ボタンをクリック(届出書の届出)





# ご清聴ありがとうございました。

総務部資産管理室 知的財産グループ

メール: chizai@ml.nedo.go.jp